

# 平成27年度 第1回 国田市民センター運営審議会

日 時 平成27年7月15日（水）

午前10時00分

場 所 水戸市国田市民センター 集会室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 平成26年度利用状況について

(2) 平成27年度水戸市運営方針及び国田市民センター重点目標  
について

(3) 平成27年度事業計画について

(4) その他

4 閉 会

水戸市国田市民センター

## 国田市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

（順不同，敬称略）

氏 名	住 所	職 名	備 考
おだくら やすいえ 小田倉 康 家		国田地区自治実践会会長	会 長
うちしろ はつえ 内 城 初 枝		国 田 女 性 会 会 長	副会長
かわな ひろこ 川 名 浩 子		国田市民センター-教室代表	
たじり まさし 田 尻 昌 志		国田小中学校 PTA 会長	
おりかさ けいこ 折 笠 慶 子		国田地区自治実践会役員	
よしい よしたか 吉 井 由 隆		国 田 小 中 学 校 長	

### 国田市民センター職員配置状況

職 名	氏 名
所 長	森 田 信 行
職 員	中 根 悦 子
職 員	須 藤 久 仁 子
職 員	藤 野 寿 江

(1) 平成 26 年度利用状況について

**施設利用状況**

**平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月**

ホール	507 件	6,392 人			
和 室	67 件	925 人			
集会室	178 件	1,753 人			
調理室	15 件	157 人	計	767 件	9,227 人
図書室	42 件				

※前年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

ホール	615 件	7,962 人			
和 室	111 件	1,241 人			
集会室	199 件	1,707 人			
調理室	28 件	324 人	計	953 件	11,234 人
図書室	24 件				

月	ホール		和 室		集会室		調理室		合 計		図書貸出
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
4	46	612	8	78	11	113	0	0	65	803	0
5	42	450	7	84	9	92	1	12	59	638	0
6	46	675	5	65	21	237	1	11	73	988	6
7	43	649	6	93	14	234	1	10	64	986	6
8	41	404	2	36	7	81	1	7	51	528	3
9	54	621	3	27	21	172	3	33	81	853	2
10	41	515	10	117	17	140	3	27	71	799	7
11	46	519	7	82	15	118	0	0	68	719	10
12	47	513	4	69	13	102	3	36	67	720	1
1	38	482	3	25	17	120	2	21	60	648	5
2	28	380	4	59	12	155	0	0	44	594	2
3	35	572	8	190	21	189	0	0	64	951	0
合計	507	6,392	67	925	178	1,753	15	157	767	9,227	42

## (2) 水戸市運営方針及び国田市民センター重点目標

### 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況であっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

### 重 点 目 標

#### 第1 地域コミュニティ活動の支援

##### 1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色ある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる地域コミュニティプラン「住みよい国田のまちづくり計画」に基づく自主的な活動を支援し、地域力の一層の進展に努める。

##### 2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

###### (1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、町内会・自治会のみ課題ではなく、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会や、地区会を構成する各種団体等と連携し、積極的な加入促進に努める。

###### (2) 地域リーダーづくりの推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

###### (3) 地域コミュニティに関連する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みと、各地区で発行している広報紙等を活用するほか、さらなる情報発信の強化に向け、国田地区自治実践会ホームページに各種の資料を掲載するなど、様々な方法により広報に努める。

### 3 市民センターの機能充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等に合わせた運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

### 4 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

## 第2 生涯学習活動の推進

### 1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、市民センターで主催する一般教養講座、教室、クラブ等が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

#### (1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### (2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

市民センター主催の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるとともに、連続性のある講座も開催し、社会の要請に応える。また、新たな学習者の掘り起こしを進め、人づくりに努める。

#### (3) 家庭教育学級（ふれあい学級）の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級を開催する。

## 2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域の発展に活かせるよう活動を支援するとともに、地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくり活動につながっていくよう環境づくりに努める。

### (1) 地域資源の活用促進

当地区内には、歴史的な資産や公益施設、水戸市として初の小規模特認校である国田小中学校などの地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

### (2) 学習活動の成果を発表する場の提供

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を提供するとともに、学習の成果や地域の人材を生かし、子どもたちの学校外活動や交流会、地域活動、学校支援活動に活かされるよう環境づくりに努める。

### (3) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

## 3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

### (1) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校や市民センター、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団での交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

### (2) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える環境づくりに努める。

(3) 平成27年度事業計画(案)について

《 市民センター主催事業 》

事業名	日程	内容
市民センター 運営審議会	7月15日(水)	第1回
	2月	第2回
定期講座	5月7日(木) ～5月15日(金)	受講生募集期間
	6月～3月	開講式 教室(4)クラブ(8)
ふれあい学級	5月20日(水)	開講式 親子移動学習 (大洗わくわく科学館)
	10月6日(火)	クッキング(講師:鈴木三智先生)
	1月中～下旬	講演会・体験 『牛乳のお話とバター作り』 (講師:茨城県牛乳普及協会職員)
	2月下旬	閉講式 親子野外学習
自由学級	10月27日(火)	草木染めスカーフ作り
	11月	移動学習(横浜方面)
	12月中旬	しめ飾り作り教室
	12月中旬	パン作り教室(第1回) 「シフォンケーキ」
	2月中旬	パン作り教室(第2回)
夏休み子ども教室	7月29日(水)	習字(小・中学生対象)
	7月30日(木)	絵画(小学生対象)
	7月31日(金)	マナー(小・中学生対象)
教養講座	11月中旬	クリスマスリース作り(小学生対象)
生涯学習フェスティバル	2月7日(日)	作品展・発表会・模擬店

《 交流事業関係 》

事業名	日程	内容
地域協働事業 (国田・三の丸地区 交流事業)	5月18日(月)	稲作事業 ・田植え
	5月31日(日)	さつまいも事業 ・苗植え付け
	9月28日(月)	稲作事業 ・稲刈り
	11月11日(水)	さつまいも事業 ・収穫
	12月7日(月)	収穫祭

《 住みよいまちづくり推進協議会関係 》

事業名	日程	内容
花苗配布	5月27日(火)	ベコニア苗配布
	6月13日(土)	カルビア・マリゴールド・アグラム苗配布
	3月中旬	パンジー苗配布
花壇コンクール	7月5日(日)	地区審査
中央審査(現地審査)	7月15日(水)	朝日子ども会



## 《 定期講座開設状況 》

平成27年7月7日現在

\*実施期間 平成27年6月～平成28年3月（8月休講）\*

### 【 教 室 】

教室名	実施日	時 間	開講日	受講者数	講 師
書 道	第2・4月曜日	9:30～11:30	6月 8日	9	石川 茜舟
生 花	第2・4火曜日	9:30～11:30	6月 9日	10	印南 春子
ヨ ガ	第1・3水曜日	10:00～12:00	6月 3日	11	猪俣 恵
スポーツ吹矢	第1・3水曜日	13:30～15:30	6月 3日	11	小堀 淳子

### 【 ク ラ ブ 】

クラブ名	実施日	時 間	開講日	受講者数	講 師
絵 手 紙	第2・4月曜日	13:00～15:00	6月 9日	9	鯨 和子
手 芸	第 4 火曜日	9:30～15:00	6月24日	23	大久保なつみ
俳 句	第 4 水曜日	13:00～16:00	6月24日	15	井坂 景秋
料 理	第 2 木曜日	9:30～11:30	6月11日	13	軽部 知美
歌 謡	第2・4木曜日	13:00～15:00	6月12日	23	金沢 はるみ
フラダンス	毎 週 金曜日	19:30～21:00	6月 6日	15	和田 智子
籐 工 芸	第2・4土曜日	9:30～11:30	6月 6日	18	瀬谷 洋子
あじさいダンス	第1・3土曜日	13:30～16:00	6月 7日	15	浅野 鉄太郎

《 参 考 1 》  
**実践会関係事業**

事業名	日程	内容	部会
実践会・社協支部総会	5月17日(土)	会場：市民センターホール	事務局
国田夏まつり	8月9日(日)	会場：旧国田小中学校	
国田地区・三の丸地区 地域協働事業	5月18日(月)	田植え	地域振興部会
	5月31日(日)	さつま芋苗植付け	
	9月28日(月)	稲刈り	
	11月11日(水)	さつまいも収穫	
	12月7日(月)	収穫祭	
ホテル観察会	6月13日(土)	会場：市民センターホール 七ツ洞公園	環境整備部会
花壇コンクール審査	7月5日(日)	国田地区審査	
体育館夜間開放 運営委員会	5月17日(土)	会場：市民センター集会室	スポーツ・ レクリエーション 部会
北部ブロック球技大会	6月7日(日)	春季大会	
	11月16日(日)	秋季大会	
市民運動会	10月11日(日)	会場：国田小中学校	
地区歩く会	11月3日(月)		
パステルアート教室	1月16日(土)		
敬老会	9月27日(日)	会場：国田小中学校	福祉厚生部会
ふれあい食事会	11月12日(木)	会場：市民センターホール	
生涯学習推進移動学習	6月23日(火)	常陸風土記の丘 コカ・コーラ土浦工場	生涯学習部会
子どもの安全を見守る 協力員活動	通年		防災防犯対策部会
	6月22日(月)	見守り活動 デモンストラツヨソ	

《 参 考 2 》

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第 5 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民環境部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

(平 22 条例 13・平 23 条例 9・平 23 条例 25・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸 1 丁目 6 番 60 号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町 1 丁目 2 番 12 号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘 2 丁目 11 番 2 号
水戸市城東市民センター	水戸市城東 3 丁目 1 番 47 号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町 2 丁目 5 番 8 号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原 1 丁目 3 番 12 号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町 2563 番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町 1636 番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町 1765 番地の 3
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町 673 番地の 1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町 466 番地の 7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町 1736 番地の 5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町 1374 番地の 6
水戸市石川市民センター	水戸市石川 2 丁目 4243 番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町 4449 番地の 8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町 1212 番地の 4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町 2894 番地の 4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町 1157 番地の 1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町 78 番地の 1
水戸市見川市民センター	水戸市見川 2 丁目 179 番地の 1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町 1396 番地の 4
水戸市見和市民センター	水戸市見和 2 丁目 250 番地の 4
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台 2 丁目 1 番地の 5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町 358 番地の 5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田 3 丁目 2329 番地の 3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町 243 番地の 3
水戸市堀原市民センター	水戸市薪原 1 丁目 9 番 16 号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町 6094 番地の 1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町 961 番地の 1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町 1695 番地の 4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町 2283 番地の 1

